

年金記録確認群馬地方第三者委員会第一部会（第8回） 議事要旨

1 日 時 平成20年3月6日（木）13時30分から17時00分

2 場 所 前橋合同庁舎 5階共用会議室

3 出席者

（委員会）飯塚部会長、丸橋部会長代理、高橋委員、保坂委員

（群馬行政評価事務所）熊野所長、並木事務室長、松橋事務室次長 ほか

4 議題

(1) 厚生年金の申立事案の審議

(2) 国民年金の申立事案の審議

(3) その他

5 会議経過

(1) 厚生年金の申立事案5件についての審議を行った。

前回までの審議において確認されていた方向性を踏まえ、1件について記録を訂正する必要があるとのあっせん案が決定されたほか、1件について記録の訂正を不要とする決定がなされた。

1件について、事業主により正しい届出又は保険料納付が行われていたかは不明であるものの、申立人の給与からの保険料控除は認められるとして、「厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律」により、記録を訂正する必要があるとの方向性が確認されたほか、前回までの審議において同様の方向性が確認されていた1件についても、その方向性が維持された。

前回までの審議において記録の訂正を要しないとの方向性が確認されていた1件について、その方向性が維持された。

(2) 国民年金の申立事案11件についての審議を行った。

前回までの審議において確認されていた方向性を踏まえ、1件について記録を訂正する必要があるとのあっせん案が決定されたほか、1件について記録の訂正を不要とする決定がなされた。

6件について、申立期間の国民年金保険料は納付されたものとは認められず、記録の訂正を要しないとの方向性が確認されたほか、前回までの審議において同様の方向性が確認されていた1件についても、その方向性が維持された。

1件について、申立期間の国民年金保険料は納付されたものとして、記録を訂正する必要があるとの方向性が確認されたほか、1件については、更に調査すべき事項が認められたため、審議を継続することとされた。

(3) 次回は、3月13日（木）13時から開催することとなった。

〔 文 責 : 事 務 室
後日修正の可能性あり 〕

年金記録確認群馬地方第三者委員会第二部会（第8回） 議事要旨

1 日 時 平成20年3月7日（金）13時00分から17時00分

2 場 所 前橋合同庁舎 5階共用会議室

3 出席者

（委員会）矢田部会長、峰岸部会長代理、田中委員、原澤委員

（群馬行政評価事務所）熊野所長、並木事務室長、松橋事務室次長 ほか

4 議題

(1) 厚生年金の申立事案の審議

(2) 国民年金の申立事案の審議

(3) その他

5 会議経過

(1) 厚生年金の申立事案7件についての審議を行った。

前回までの審議において確認されていた方向性を踏まえ、1件について、記録の訂正を不要とする決定がなされたほか、前回までに記録の訂正を要しないとの方向性が確認されていた2件について、その方向性が維持された。

また、1件について、特例法（厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律）により、また、1件について、現行法（厚生年金保険法）により記録を訂正する必要があるとの方向性が確認されたほか、前回までの審議において特例法により記録を訂正する方向性が確認されていた2件についても、その方向性が維持された。

(2) 国民年金の申立事案9件についての審議を行った。

前回までの審議において確認されていた方向性を踏まえ、3件について、記録の訂正を不要とする決定がなされた。

また、前回までの審議において記録の訂正を要しないとの方向性が確認されていた2件について、その方向性が維持されたほか、新たに1件について、申立期間の国民年金保険料は納付されたものとして、記録を訂正する必要があるとの方向性が確認されたほか、3件については、記録の訂正を要しないとの方向性が確認された。

(3) 次回は、3月11日（火）13時から開催することとなった。

〔 文 責 : 事 務 室 〕
〔 後日修正の可能性あり 〕

年金記録確認群馬地方第三者委員会第二部会（第9回） 議事要旨

1 日 時 平成20年3月11日（火）13時00分から17時00分

2 場 所 前橋合同庁舎 5階共用会議室

3 出席者

（委員会）矢田部会長、峰岸部会長代理、田中委員、原澤委員

（群馬行政評価事務所）熊野所長、並木事務室長、松橋事務室次長 ほか

4 議題

(1) 国民年金の申立事案の審議

(2) 厚生年金の申立事案の審議

(3) その他

5 会議経過

(1) 国民年金の申立事案13件についての審議を行った。

6件について、申立期間の国民年金保険料は納付されたものとは認められず、記録の訂正を要しないとの方向性が確認されたほか、前回までの審議において同様の方向性が確認されていた4件についても、その方向性が維持された。

1件について、申立期間の国民年金保険料は納付されたものとして、記録を訂正する必要があるとの方向性が確認されたほか、前回までの審議において同様の方向性が確認されていた1件についても、その方向性が維持された。

1件については、更に調査すべき事項が認められたため、審議を継続することとされた。

(2) 厚生年金の申立事案2件についての審議を行った。

前回までの審議において記録の訂正を要しないとの方向性が確認されていた1件について、その方向性が維持された。

1件について、事業主により正しい届出又は保険料納付が行われていたかは不明であるものの、申立人の給与からの保険料控除は認められるとして、「厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律」により、記録を訂正する必要があるとの方向性が確認された。

(3) 次回は、3月17日（月）13時から開催することとなった。

〔 文 責 : 事 務 室 〕
〔 後日修正の可能性あり 〕

年金記録確認群馬地方第三者委員会第一部会（第9回） 議事要旨

1 日 時 平成20年3月13日（木）13時00分から17時00分

2 場 所 前橋合同庁舎 5階共用会議室

3 出席者

（委員会）飯塚部会長、丸橋部会長代理、高橋委員、保坂委員

（群馬行政評価事務所）熊野所長、並木事務室長、松橋事務室次長 ほか

4 議題

(1) 厚生年金の申立事案の審議

(2) 国民年金の申立事案の審議

(3) その他

5 会議経過

(1) 厚生年金の申立事案5件についての審議を行った。

前回までの審議において確認されていた方向性を踏まえ、1件について記録を訂正する必要があるとのあっせん案が決定されたほか、1件について記録の訂正を不要とする決定がなされた。

前回までの審議において、事業主により正しい届出又は保険料納付が行われていたかは不明であるものの、申立人の給与からの保険料控除は認められるとして、「厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律」により、記録を訂正する必要があるとの方向性が確認されていた1件について、その方向性が維持された。

2件について、保険料が控除されていた事実が認められず、かつ、事業主による正しい届出又は保険料納付が行われていたとは認められないため、記録の訂正を要しないとの方向性が確認された。

(2) 国民年金の申立事案13件についての審議を行った。

前回までの審議において確認されていた方向性を踏まえ、1件について記録を訂正する必要があるとのあっせん案が決定されたほか、3件について記録の訂正を不要とする決定がなされた。

1件について、申立期間の国民年金保険料は納付されたものとは認められず、記録の訂正を要しないとの方向性が確認されたほか、前回までの審議において同様の方向性が確認されていた2件についても、その方向性が維持された。

1件について、申立期間の一部の国民年金保険料は納付されたものとして、記録を訂正する必要があるとの方向性が確認されたほか、4件については、更に調査すべき事項が認められたため、審議を継続することとされた。

(3) 次回は、3月19日（水）13時から開催することとなった。

〔 文 責 : 事 務 室 〕
〔 後日修正の可能性あり 〕

年金記録確認群馬地方第三者委員会第二部会（第10回） 議事要旨

1 日 時 平成20年3月17日（月）13時00分から16時00分

2 場 所 前橋合同庁舎 5階共用会議室

3 出席者

（委員会）矢田部会長、峰岸部会長代理、田中委員、原澤委員
（群馬行政評価事務所）並木事務室長、松橋事務室次長 ほか

4 議題

- (1) 国民年金の申立事案の審議
- (2) 厚生年金の申立事案の審議
- (3) その他

5 会議経過

(1) 国民年金の申立事案13件についての審議を行った。

前回までの審議において確認されていた方向性を踏まえ、1件について、記録の訂正を不要とする決定がなされた。

4件について、申立期間の国民年金保険料は納付されたものとは認められず、記録の訂正を要しないとの方向性が確認されたほか、前回までの審議において同様の方向性が確認されていた6件についても、その方向性が維持された。

2件については、更に調査すべき事項が認められたため、審議を継続することとされた。

(2) 厚生年金の申立事案4件についての審議を行った。

前回までの審議において確認されていた方向性を踏まえ、2件について、記録を訂正する必要があるとのあっせん案が決定されたほか、2件について、記録の訂正を不要とする決定がなされた。

(3) 次回は、3月25日（火）13時から開催することとなった。

〔 文 責 : 事 務 室 〕
〔 後日修正の可能性あり 〕

年金記録確認群馬地方第三者委員会第一部会（第10回） 議事要旨

1 日 時 平成20年3月19日（水）13時00分から17時00分

2 場 所 前橋合同庁舎 5階共用会議室

3 出席者

（委員会）飯塚部会長、丸橋部会長代理、高橋委員、保坂委員

（群馬行政評価事務所）熊野所長、並木事務室長、松橋事務室次長 ほか

4 議題

(1) 国民年金の申立事案の審議

(2) 厚生年金の申立事案の審議

(3) その他

5 会議経過

(1) 国民年金の申立事案10件についての審議を行った。

前回までの審議において確認されていた方向性を踏まえ、1件について記録の訂正を不要とする決定がなされた。

2件について、申立期間の国民年金保険料は納付されたものとして、記録を訂正する必要があるとの方向性が確認されたほか、2件については、申立期間の国民年金保険料は納付されたものとは認められず、記録の訂正を要しないとの方向性が確認された。

5件については、更に調査すべき事項が認められたため、審議を継続することとされた。

(2) 厚生年金の申立事案3件についての審議を行った。

前回までの審議において確認されていた方向性を踏まえ、1件について記録を訂正する必要があるとのあっせん案が決定された。

1件について、申立人の給与からの保険料控除は認められるものの、事業主による保険料の納付は行われていなかったものとして、「厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律」により、記録を訂正する必要があるとの方向性が確認された。

1件については、保険料が控除されていた事実が認められず、かつ、事業主による正しい届出又は保険料納付が行われていたとは認められないため、記録の訂正を要しないとの方向性が確認された。

(3) 次回は、3月27日（木）13時から開催することとなった。

〔 文 責 : 事 務 室 〕
〔 後日修正の可能性あり 〕

年金記録確認群馬地方第三者委員会第二部会（第11回） 議事要旨

1 日 時 平成20年3月25日（火）13時00分から17時00分

2 場 所 前橋合同庁舎 5階共用会議室

3 出席者

（委員会）矢田部会長、峰岸部会長代理、田中委員、原澤委員

（群馬行政評価事務所）熊野所長、並木事務室長、松橋事務室次長 ほか

4 議題

(1) 厚生年金の申立事案の審議

(2) 国民年金の申立事案の審議

(3) その他

5 会議経過

(1) 厚生年金の申立事案6件についての審議を行った。

前回までの審議において確認されていた方向性を踏まえ、1件について、記録を訂正する必要があるとのあっせん案が決定されたほか、1件について、記録の訂正を不要とする決定がなされた。

前回までの審議において、申立人の給与からの保険料控除は認められるものの、事業主により保険料納付義務が履行されたか否かは不明であるとして、厚生年金特例法により、記録を訂正する必要があるとの方向性が確認されていた1件について、その方向性が維持された。

1件について、申立人の給与から保険料が控除されていた事実が認められず、かつ、事業主による正しい届出又は保険料納付が行われていたとは認められないため、記録の訂正を要しないとの方向性が確認されたほか、2件については、更に調査すべき事項が認められたため、審議を継続することとされた。

(2) 国民年金の申立事案17件についての審議を行った。

前回までの審議において確認されていた方向性を踏まえ、2件について、記録を訂正する必要があるとのあっせん案が決定されたほか、7件について、記録の訂正を不要とする決定がなされた。

2件について、申立期間の国民年金保険料は納付されたものとは認められず、記録の訂正を要しないとの方向性が確認されたほか、前回までの審議において同様の方向性が確認されていた4件についても、その方向性が維持された。

1件について、申立期間の国民年金保険料は免除されたものとして、記録を訂正する必要があるとの方向性が確認されたほか、前回までの審議において申立期間の一部の国民年金保険料は納付されたものと認められるとの方向性が確認されていた1件についても、その方向性が維持された。

(3) 次回は、4月1日（火）13時から開催することとなった。

〔 文 責 : 事 務 室 〕
後日修正の可能性あり

年金記録確認群馬地方第三者委員会第一部会（第11回） 議事要旨

1 日 時 平成20年3月27日（木）13時00分から17時30分

2 場 所 前橋合同庁舎 5階共用会議室

3 出席者

（委員会）飯塚部会長、丸橋部会長代理、高橋委員、保坂委員

（群馬行政評価事務所）熊野所長、並木事務室長、松橋事務室次長 ほか

4 議題

(1) 国民年金の申立事案の審議

(2) 厚生年金の申立事案の審議

(3) その他

5 会議経過

(1) 国民年金の申立事案13件についての審議を行った。

前回までの審議において確認されていた方向性を踏まえ、1件について記録を訂正する必要があるとのあっせん案が決定されたほか、2件について記録の訂正を不要とする決定がなされた。

2件について、申立期間の国民年金保険料は納付されたものとして、記録を訂正する必要があるとの方向性が確認された。他方、前回までの審議において申立期間に係る記録を訂正する必要があるとの方向性が確認されていた1件について、再検討することとされた。

4件について、申立期間の国民年金保険料は納付されたものとは認められず、記録の訂正を要しないとの方向性が確認されたほか、前回までの審議において同様の方向性が確認されていた2件についても、その方向性が維持された。

1件については、更に調査すべき事項が認められたため、審議を継続することとされた。

(2) 厚生年金の申立事案2件についての審議を行った。

前回までの審議において、申立人の給与からの保険料控除は認められるものの、事業主により保険料納付義務が履行されたか否かは不明であるとして、厚生年金特例法により、記録を訂正する必要があるとの方向性が確認されていた1件について、その方向性が維持された。

前回までの審議において、申立人が厚生年金保険被保険者として、事業主により給与から保険料が控除されていた事実が認められず、記録の訂正を要しないとの方向性が確認されていた1件について、その方向性が維持された。

(3) 次回は、4月3日（木）13時00分から開催することとなった。

〔 文 責 : 事 務 室
後日修正の可能性あり 〕